

4分解説 いじめ対策で大事な3つのこと(テキスト版)

※動画より一部省略等していることがありますので、詳細は動画をご覧ください。

皆さんこんにちは。弁護士の山上祥吾です。

今回は、学校でのいじめ対策について、皆さんに知っていただきたい3つのことをお伝え致します。

もちろん、いじめというのは学校以外の場所、例えば会社でもありえますので、その場合もこの動画を御参考にしてくださいましたら幸いです。

まず、1つ目に大事なことは、事実を確認することです。

学校で行われていることは、お子様ご本人が一番良く知っています。

そこで、お子様からよく話を聞くことが大切と思います。

もっとも、お子様は、いじめられているとしても、親に心配かけたくないとか、いじめられていると言うと恥ずかしいとか、だらしがないと言われると考えると、あまり話したがるということもあります。

また、いじめというのは言ってみれば犯罪行為やそれに近いと言ってよいものですので、それを話すというのは、お子様にとっても非常に悔しいものです。

しかし、じっくりお話を聞けるのは近い方しかおりませんので、お子様の味方だという立場で、じっくりとお話を聞いていただき、何が起きているのかを確認していただきたいと思います。

そして、2つ目としては、確認した事実である「いじめ」を証明するための証拠を確保する、ということです。

証拠の取り方としては、学校で行われていることについては、例えばお子様に IC レコーダーやスマートフォンを持たせて、学校での様子を録音、録画してもらうことが考えられます。

また、お子様のお友達からお話を聞いて証言をもらったり、場合によっては校内アンケートを行うということもあります。

さらに、最近は LINE いじめといったような、携帯電話を使ったいじめもありますので、それについては、お友達から LINE の画面のスクリーンショットをとってもらうことも考えられます。

また、学校に相談するというのもえられますし、学校が調査して、いじめの事実を確認して、加害生徒を処分してくれることもあります。

しかし、学校の先生というのは人を教える専門家であって、警察官ではなく、事実の調査の専門家ではありませんので、学校としては、いじめの訴えがあった場合、双方を呼び出して話を聞いて、加害者が「自分はやってないです」と言ったら、それ以上追及できないということもあります。

ですので、可能であれば、学校に相談する前に、なるべく証拠を取ることを検討する必要があるかと思います。

もちろん、証拠の取り方というのは専門知識も必要になることがありますので、いじめが疑われる段階で、なるべく早く弁護士に相談していただくことも重要かと思えます。

3つ目は、弁護士による通知です。

証拠を確保して、いじめをやめなさい、ということ、を、弁護士によって通知するという方法です。この時、損害賠償を請求することもあります。

また、今行われているいじめを一刻でも早く止めたいということであれば、証拠がない段階でも、弁護士によっていじめをやめるよう通知する、というのも1つの方法です。